令和２年４月１７日

保護者　様

恵那市立上矢作小学校
校長　　曽　我　　隆

緊急事態宣言を受けての学校対応について（お願い）

報道でもご存じのとおり、昨日午後８時２０分に法律に基づく「緊急事態宣言」が全国に拡大して発令されました。特に岐阜県は隣接する愛知県とともに「特別警戒都道府県」に位置付けされました。このことにより、人との接触を極力減らすことが強く求められています。それに伴い、恵那市教育委員会からの指示を受けて下記のとおり対応を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

１　期間　　令和２年４月１８日（土）から５月６日（水）まで

２　対応

以下の３点で、外出、他者との接触を極力避けるため、これまでよりも一段と厳重な対応を実施します。

① 学校の自習スペースを利用する児童については、保護者が医療・福祉従事者等であって、保護者のほかに見守ることのできないため、やむを得ない場合だけとし、その他の利用については各家庭で対応をしていただきます。

② ４月２１日（火）と３０日（木）に家庭を巡回しますが、直接の対面・対話は行わず、ポストに配付物を入れる方法に変更します。お子様の生活や健康状態は、当日、電話にて確認をさせていただきます。

③ 原則として外出をしないで、これまで以上に手洗い・消毒等の衛生管理と規則正しい生活を心がけてください。また毎日、体温を測って健康状態を確かめ、「規則正しい生活を送ろう！」のプリントに記録してください。プリントは、学校再開後、提出をお願いします。